

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年12月1日～平成32年3月31日まで

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・年に一人以上取得すること

女性職員・・・取得率を80%以上とすること

<対策>

- 平成30年1月～ 男性も育児休業を取得できることを各事業所にて周知し、対象職員を把握した場合は、制度について説明し、理解の促進を図る

目標2：平成31年3月までに、有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 平成30年2月～ 有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年4月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：平成30年4月より、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成30年1月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成30年3月～ 事務連絡等による職員への周知
- 平成30年4月～ 週1回水曜日をノー残業デーとし、実施する